

告示

埼玉県告示第二百八十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月十九日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
上野 いずみ	二級建築士	埼玉県知事登録第一八四五九号

三 処分の内容

二級建築士の免許取消

四 処分の原因となった事実

建築基準関係規定に適合しない設計を行った。